

ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価 とりまとめ

2023年3月3日

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合

1. 背景

2017年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス小売事業についてはライセンス制が導入されるとともに全面自由化され、ガス導管事業については中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して2017年4月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2022年10月31日付けにて経済産業大臣から、同年10月27日付けにて各経済産業局長等から、ガス導管事業者の2021年度収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

2. ガス導管事業者の2021年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果

2021年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（220社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2021年度の収支状況を評価し、以下のとおり対応することとした。

- ① 2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した事業者は、4社（仙南ガス、ENEOS エルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）であった。これらの事業者については、期日¹までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
- ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者は、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）であった。これらの事業者からは、

¹ 2023年1月1日：犬山瓦斯
2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ
2024年4月1日：ENEOS エルエヌジーサービス

いずれも現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

(1) 料金改定の届出状況

上記①の事業者のうち、1月から12月の会計年度を採用している1社（犬山瓦斯）については、2022年12月中に託送供給約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、託送供給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

また、4月から3月の会計年度を採用している事業者であって、届出期日が2023年4月1日とされている2社（仙南ガス、中部電力ミライズ）に対応方針を聴取したところ、いずれも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

(2) 法定の事後評価において基準を超過した事業者の料金値下げ届出内容の確認

上記3. (1) のとおり、2023年1月1日が届出期日とされていた1社（犬山瓦斯）については、所管の経済産業局長に対して期日までに託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出が行われたため、新料金の妥当性の確認を行った。具体的には、新料金における需要量と費用の想定が、2019年度から2021年度の実績や今後の見込みを考慮した数字となっているか確認した。

① 需要量

事業者から聴取した情報をもとに分析したところ、2019～2021年度実績や2022年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、おおむね妥当な想定と考えられる。

② 費用

今回確認した1社については、総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べてより精緻に算定されていると考えられる。また、当該事業者の新料金における想定費用の考え方のヒアリング結果を踏まえても、旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由があり、新料金の想定はおおむね妥当なものと考えられる。

③ 本項目のまとめ

上記①、②のとおり、2023年1月1日が届出期日とされていた1社（犬山瓦斯）について、新料金における需要量と費用の想定はおおむね妥当と考えられる。

(参考 1)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
開催実績**

(2021 年度託送収支の事後評価に係るもの)

第 25 回料金制度専門会合 (2022/11/14)

・法令に基づく事後評価

第 37 回料金制度専門会合 (2023/3/3)

・追加的な分析・評価、とりまとめ

(参考2)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
委員等名簿**

＜座長＞

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

＜委員＞

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

＜専門委員＞

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

※第 25 回までオブザーバー、第 37 回から委員として御参加。

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター
& パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村上 千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会 理事

※第 25 回まで御参加。

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

原 郁子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会 理事

※第 37 回から御参加。

石井 照之 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

野田 太一 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室長

(敬称略)